



放課後等デイ利用の中 1 男子が川で溺死 児童発達支援の管理責任者の男が起訴内容認める 大阪吹田市

ABCテレビ によるストーリー • 3 時間



放課後等デイサービスで、利用者を死亡させたとされる男が、裁判で起訴内容を認めました。

大阪府吹田市の放課後等デイサービスでおととし12月、利用者の清水悠生さん（当時13歳）が送迎中に行方不明になり、その後、川で死亡しているのが見つかりました。

起訴状などによりますと、児童発達支援の管理責任者だった宇津雅美被告（66）は、送迎時に従業員2人で引率するなどの注意義務を怠り、悠生さんを溺死させたとして業務上過失致死の罪に問われています。

4日の裁判で宇津被告は「間違いありません」と起訴内容を認め、検察側は悠生さんの水への強いこだわりなどの特性を挙げ「飛び出して溺水する可能性を予見できた」と指摘しました。

（悠生さんの母親・清水亜佳里さん）「子どもの障害の特性というのはもともとあったもので、どうしてこういう死亡事故が起きてしまったのか、悔しくてたまらないです」

宇津被告は別の利用者に暴行した罪にも問われています。